【資料 16】

新潟市障がい福祉課
平成 26 年 12 月 18 日
第 14 回条例検討会資料

# 合理的配慮の発生要件について

## １．障害者差別解消法

第７条第２項　行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

【国のＱＡ】

Ｑ　障害者からの「意思の表明」があった場合に限定している理由如何。意思の表明がない場合には、「必要かつ合理的な配慮」を行う必要はないのか。

Ａ　「意思の表明があった場合において」としているのは、「合理的配慮」とは、社会的障壁の除去を必要としている障害者が現に存在する場合における個別の対応として求められるものであり、配慮を求められる相手方から見て、当該者が障害者なのか、配慮を必要としているか否かが分からない場合についてまで、具体的に配慮を義務付けることが困難なためである。

なお、障害者からの意思の表明がない場合にも、法的な義務は発生しないものの、行政機関等や事業者が自主的に適切な配慮を行うことは、本法の趣旨に照らし望ましいことと考えている。

## ２．弁護士会の意見書の内容（※第 13 回【参考資料５】より抜粋）

合理的配慮義務の発生を、「障がいのある人からの求めがあるとき」に限定すべきではありません。

差別解消法では、「障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合」に、合理的配慮義務が発生するかのような定めになっています（７条２項、８条２項）。

これは、合理的配慮を提供する側が、障がいのある人から意思の表明がなければ、合理的配慮を必要とされていること及び必要な合理的配慮の内容を知ることができないという懸念に基づく規定であると考えられます。しかし、はっきりとした「意思の表明」がなければ合理的配慮を提供しなくてよいという解釈がなされる余地のある定め方は、避けなければなりません。

新潟市条例においては、差別解消法に倣うことなく、障害者権利条約の趣旨に則り、「求め」ではなく、「現に存し」との文言規定にすべきです。

## ３．事務局（案）

第２条第６号　合理的配慮　障がいのある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表明があった場合、若しくは表明がなくともその旨を認識した場合は、その実施に伴う負担が過重ではない限りにおいて、その障がいのある人の人権を尊重し、障がいのある人の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、その実施について必要かつ合理的な変更、調整等を行うことをいいます。